

〈生徒指導〉

生徒の自己指導能力を育むための「生徒指導」の役割

－地域・関係機関と連携した「生徒指導」の機能を生かした取組－

沖縄市立山内中学校教諭 津波古 健

I テーマ設定の理由

都市化や情報化、少子化が急速に進展する中、児童生徒を取り巻く家庭教育や地域社会も大きく変化し、それらの変化に伴い、児童生徒の問題行動も複雑化・多様化し、学校だけで対応していくのは困難な事例も多く見られる。このことから、学校と関係機関等がそれぞれの役割を明確にし、それぞれの専門性を生かしながら、互いに連携する必要性がますます高くなると考えられる。平成20年7月、学習指導要領においては「生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の生徒の自己指導能力の育成を目指すものである」と定められている。

さらに、生徒指導を進めるに当たっては、「全教職員の共通理解を図り、校内における協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関との連携・協力を密にし、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である」とされている。

平成22年1月に文部科学省は、「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を設置し、行政機関や学校、民間団体等が連携し、子どもを対象とした相談体制の充実や、学校、地域における子どもの居場所づくり等の取組が推進されている。この事業の連携は、問題行動等の対応だけでなく、児童虐待の防止や学校安全の充実、児童生徒の健全育成、安全で安心な生活の確保など目的も多様になっている。そのため、学校と関係機関や専門家との連携においては、危機的な状況はいつでも起こりうるという意識を各機関が共有し、家庭、地域、関係機関との連携を密にしたネットワークを日頃から構築することも重要であるとされた。

学校現場における生徒指導の現状は、いじめ、不登校、児童生徒の自殺といった全国的な課題や日々発生する問題行動への対応に追われている。具体的には、信頼関係にあるべきはずの地域や保護者からの不信感、生徒からの暴言や暴力、校内外における事件・事故、喫煙・飲酒、深夜徘徊、家出等、様々な問題行動への対応に追われている。本来、生徒指導とは、全ての生徒のそれぞれの人格のより良き発達を目指し、学校のすべての活動が、生徒一人一人にとって自己実現を支援する場とし、自己指導能力を育む生徒指導を目指し努力してゆかなければならないが、危機的な状況に備えた体制・取組も必要である。

本研究では、学校不適應から様々な問題行動を起こす生徒の自己指導能力を育むための支援・指導について、地域・関係機関と連携した取組を通して、実践・検証することを目的としてテーマを設定した。

〈研究仮説〉

学校・地域・関係機関が連携し、「遊び・非行型不適應生徒」に対して学習支援教室を開設し、個に応じた支援を行うことで、自己実現に向けた自己指導能力が育まれるであろう。

II 研究内容

1 生徒指導の意義

生徒指導提要によると「生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことで、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指している。生徒指導は学校の教育目標を達成す

るうえで重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものとし、各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である」とされている。

沖縄県教育委員会、小学校・中学校における指導の努力事項においても、「生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものである」と記述されている。その目標達成のため、教育活動において、日頃から学級経営の充実を図ると共に、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を構築しなければならない。日々の実践において、児童生徒理解を深め、児童生徒が主体的に判断・行動し、積極的に自己を活かすことができるよう生徒指導の充実を図る必要がある。

2 自己指導能力の定義

生徒指導提要によると、自己指導能力とは、「児童生徒が、自己の生き方に向き合い、自己実現を達成するために、社会や集団の変化に対応しながら主体的に自己の判断、責任において自らの行動を決定することが出来る力である」と定義している。また、沖縄県の平成 25 年度県立学校生徒指導の手引き第 2 章生徒指導及び教育相談の意義と機能においては、自己指導能力を次のように定義している。

- ・情報を選択する能力・・・情報を選択し、自分の生き方を方向付ける能力
- ・問題を解決する能力・・・自分の保有するさまざまな解決法を繰り出し問題を解決する能力
- ・意志により決定する能力・・・さまざまな情報の中から、必要なものを取捨選択する能力
- ・感情を統制する能力・・・自分の思い通りにならない状況に陥っても、感情を統制し、冷静に状況を判断する能力
- ・人間関係をつくる能力・・・人とのかかわりを意識的につくる能力
- ・思考能力・・・他からの指示や知識頼みではなく、自ら考えることのできる能力

以上を受けて、本研究における、非行行為や様々な問題行動を繰り返す、生徒たちに身につけさせたい自己指導能力を以下の三点とした。

- ① 「早寝・早起き・朝ご飯」をスローガンに昼夜逆転の生活リズムを改善し、基本的生活習慣を身につける。
- ② 諸活動における個々の役割や責任を通して、ルールやマナーを守る規範意識が高まり、自らの問題の所在を確認し、正しい判断が出来るようになる。
- ③ 共感的な大人達との人間的なふれ合いの中で、誉められ・認められることにより自信を取り戻し、対人関係における感謝する気持ち、思いやりの気持ちを持てるようになる。

3 教職員が生徒指導を進めるための必要な能力

学校現場における教師の意識改革及び生徒指導の協働的实践において自己指導能力の育成を図るための連携が必要となる(図 1)。そのためには、全ての教師が、自己指導能力の育成を図るために留意すべき事項として生徒の自己存在感を与えること、共感的人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することが必要である。

自己決定とは、自分勝手な「自己決定」をいうのではなく、他の人々の主体性を大切にしながら自分の行動を考えられる能力である。そして、教師が児童生徒の自己決定を多く取り入れる教育実践をするためには、教師の指導性が必要とされる。生徒は、「自分」と「相手」の両者を中心に据えて行動することが求められる。そして、教師が児童生徒に自己決定の場を与える際には、教師の指導の中で選択幅を示すことや児童生徒自身で責任のとれる範囲内で決定させる

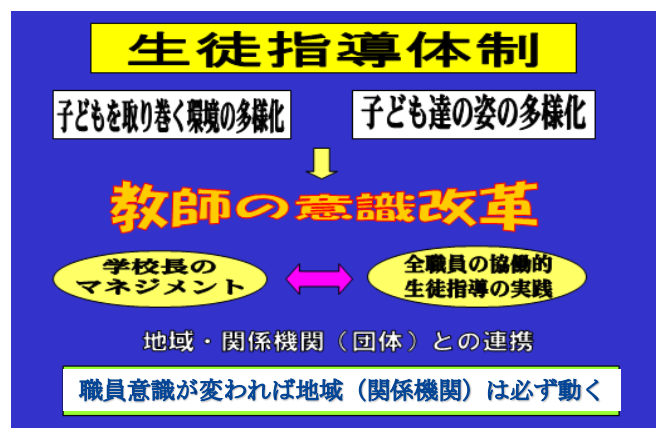


図 1 自己指導能力を育む生徒指導体制

教師の指導性が必要とされる。生徒は、「自分」と「相手」の両者を中心に据えて行動することが求められる。そして、教師が児童生徒に自己決定の場を与える際には、教師の指導の中で選択幅を示すことや児童生徒自身で責任のとれる範囲内で決定させる

よう指導、援助することが大切である。

次に、児童生徒に自己存在感を与えるためには、教師と児童生徒、又は児童生徒相互の関わりの中で、一人一人が認められ、自分は価値のある存在であるということを実感させる指導が必要である。そのためには、教師は児童生徒の個性や独自性を尊重し、一人一人をかけがえのない存在として捉え、その児童生徒のみに通用する言葉掛けをするなど、児童生徒の存在を大切に思って指導援助を行うことが大切である。

さらに、教師は、自己開示を積極的に行い、児童生徒との間に「人と人」という関係をつくり出すことが大切である。そして、共感的な人間関係は、児童生徒同士の間でも大切なことであるため、児童生徒相互の信頼関係を育む指導援助の工夫や教育活動、とりわけ日常の授業の中に児童生徒が関わらう場を設定することなども必要である。

4 校内における生徒指導体制

学校で生徒指導を組織的に進めるためには全教職員が自らの役割を自覚するとともに、互いの役割を認識して相互補完的に協力することが大切である。校内における体制が充実してこそ、地域や関係機関との連携が効果的となる。そのためには、以下の取組が必要となる。

(1) マネジメントサイクルを生かした取組

未然防止に重点を置き、各学校において課題を明確にし、学校経営、教育課程、組織・連携、校内研修などの観点においてマネジメントサイクルを生かした取組を実践する（図2）。

(2) 全職員の情報を軸とした、実態把握

生徒指導の取組を実効的なものとするためには、第一に、全教職員で学級や学年の垣根を超えて多方面から情報収集及び情報収約することにより児童生徒の状況や課題を明確にすることが大切である。そのために、アセスやQ Uテスト、いじめに関するアンケートなどを作成し活用した。その際以下のことに留意した。

- ① 児童生徒の何についての情報を集めるかを明確にする。
- ② 様々な場面での情報を多面的に集めることを意識させる。さらに、明確にした課題を客観的な事実に基づいて目に見える形にして、教職員に示し、教職員の問題意識を喚起する。また、このような資料の蓄積は、生徒指導の取組の継続にもつながる。

具体例としては、児童生徒等へのアンケート結果をグラフや一覧表にするなど視覚を通して、状況を瞬時に把握できるような資料を示すことで、当該児童生徒への早期対応を促すとともに、教職員が学級や学年を越えた児童生徒への意識を持ちやすくなる効果が期待できる。

(3) 取組における行動基準の具体的提示

誰にでもわかりやすい統一した指導基準と、それを踏まえた行動基準があると教職員は自信を持って指導できる。また、行動基準は効果につながることを具体的に示すことが大切である。例えば、「子どもが相談しやすい雰囲気をつくる」、「子どものそばにいる」、「廊下はゆっくりと歩く」などである。また、「チャイム着席を徹底させる」、「教員は教室でチャイムを聞く」などを含めて、通常の授業の中に生徒指導の観点を取り入れることが、今後は特に求められる。

(4) 取組のスモールゴールの設定

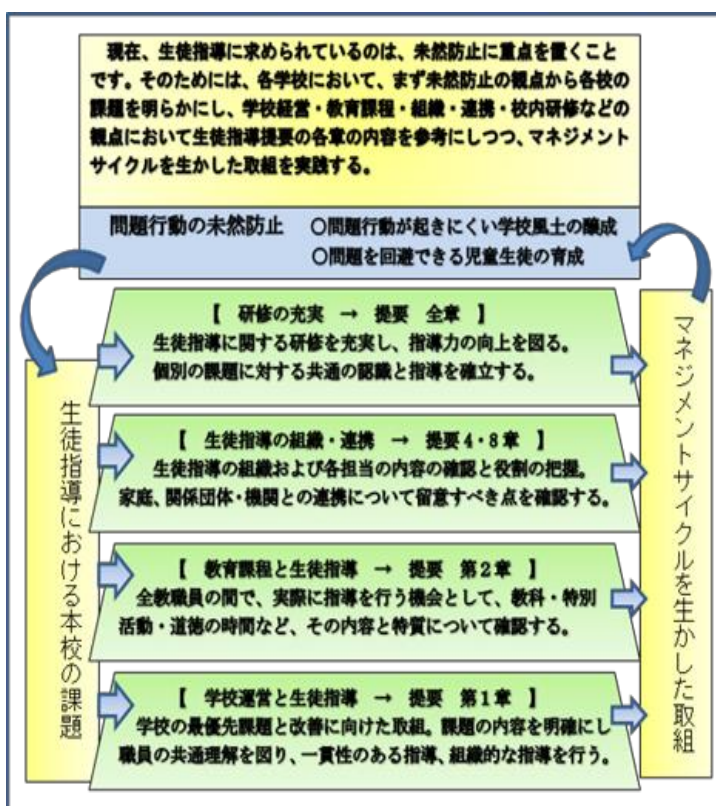


図2 マネジメントサイクルを生かした生徒指導体制

学校の課題に対し、生徒指導主任は学校長の方針のもと、教頭を含めた教務・学年主任等の職員と共に、段階的計画・目標を作成する。その際、短期・中期・長期と、1年を通じた目標を立てる。例えば、9月までの期間に「誰が」「何を」「どのような方法で」「どこと連携」など行動を具体的にできるようにする。それにより、教職員は生徒の変容や個に応じた手立てを実感し、小さな達成感と充実感を味わうことができる。

5 チームによる支援の意義

児童生徒の問題行動等の背景には、家庭環境をはじめとする児童生徒を取り巻く様々な環境が影響を及ぼしている事例も少なくない。そのような事例に対応するためには、生徒指導担当や外部の専門家に相談しなければならない。学級担任だけで悩んでいるうちに事態が深刻になる場合もあり、いち早く学校内で情報を共有し、チームを組み、対応していくことが大切である。チームの形態として以下の三点については、各校の実態に応じて即対応できるよう体制が必要がある。

- ① 校内の複数の教職員が連携して援助チームを編成して問題解決を行う校内連携型
- ② 学校と教育委員会、関係機関がそれぞれの権限や専門性を生かしたネットワーク型
- ③ 自殺、殺人、性被害、深刻な児童虐待、薬物乱用など、学校や地域に重大な混乱を生じる事態に対して、緊急対応を行う緊急支援、危機対応型

6 生徒指導における連携の在り方と生徒指導の役割

学校が、地域や関係機関と連携する際に、日々の連携と緊急時における連携が必要である。

(1) 問題行動に対する予防的な日々の連携

日々の連携としては、児童生徒の健全育成を推進したり、ネットワークの構築(図3)や、生徒指導体制の充実を図る目的で以下の三点が行われる。

① 児童生徒の健全育成の推進

児童生徒を対象に、自己指導能力や危険回避能力を身に付けさせることなどを目的に行う、交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室や非行防止教室などのほか、インターネット携帯電話の適切な使用に関する情報モラル教育などがある。

② 学校と各関係機関とのネットワークの構築

関係機関等との情報交換会や連絡協議会のほか、問題行動対応マニュアルの作成や、教職員研修で行う関係機関等の業務内容に関する学習会や関係機関等一覧表の作成などがある。

③ 生徒指導体制の充実を図るための取組

生徒指導体制の充実を図るために行われるものとして、関係機関等の職員を招いて児童生徒理解の方法や児童生徒の問題行動等への対応の仕方等を学んだりする研修会やケース会議、事例検討会などがある。学校が関係機関等と連携して上記のような授業や研修等を行う際には、目的を明確にし、連携先の担当者と学校側が事前の打ち合わせを十分に行い、連携先と教師との役割分担を事前に確認する。但し、全てを関係機関に委ねてしまうことがないよう留意する必要がある。

(2) 問題行動に対する緊急時の連携

緊急時の連携としては、発生した問題行動等への対応や、指導が困難な状況になった問題行動への対応を図る目的で行われるものがあり以下の点に留意する必要がある。

- ① いじめや暴力行為等が発生した場合は、保護者の理解を求めつつ、躊躇無く関係機関等に相談し、事例によっては主たる対応を関係機関等に委ねるなど、適切に連携を図っていく必要がある。
- ② 問題行動等に対する指導が困難な状況となった場合は、例えば、教育委員会などが働きかけて、

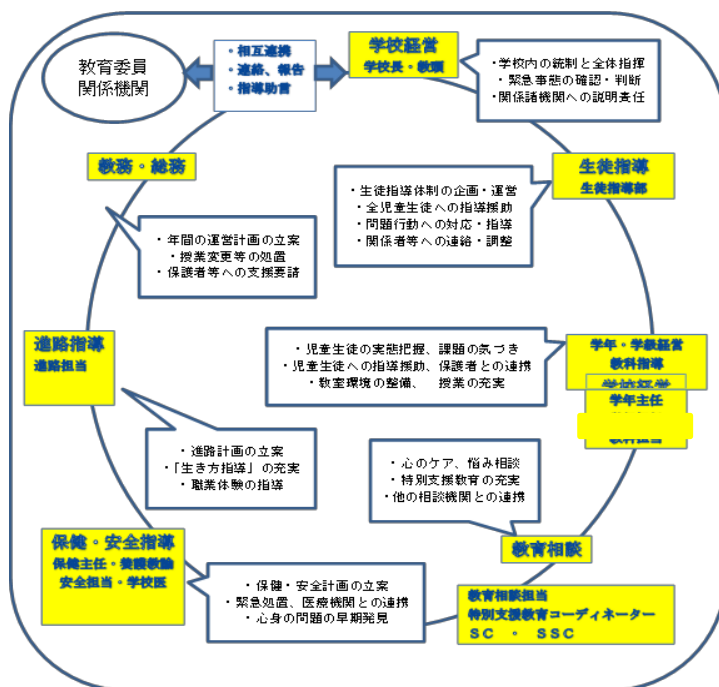


図3 生徒指導の学校教育における位置付け

ケースごとにその内容に最もふさわしい専門性をもつ機関等と連携してサポートチームを組織し、学校や家庭への支援や児童生徒への対応を行う（図4）。

問題行動等への対応について、学校長を中心とした学校の方針を確認し、学校として行うべきことと関係機関等の専門性に委ねることを明確にし、連携して一体的な指導を行うことが大切である。そのためには、日ごろから互いの顔が見える関係を築く中で、関係機関等に対する理解を深め、それぞれの機関等の専門性に応じて、具体的な役割分担を明確にしておくことが重要である。なお、緊急時の連携を進めるに当たっては、保護者への説明等にも十分留意する必要がある。

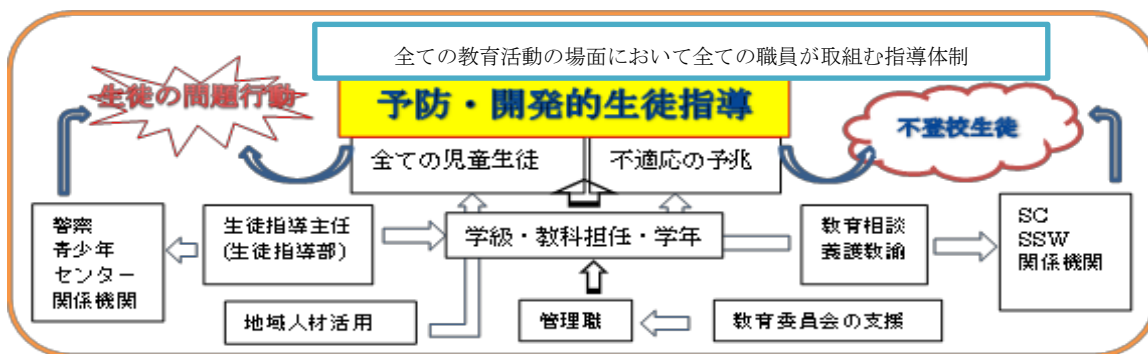


図4 生徒指導体制 組織図

7 学校を取り巻く少年非行の実態と社会環境の現状

図5は、警視庁「少年の補導及び保護の概況」「少年非行情勢」から抜粋した人口比の推移を表している資料である。少年の不良行為による補導人員は、平成17年度以降減少傾向にあることが判る。但し、不良行為少年の補導人員は101万3,167人と、14年以降100万人を超える状態が続いている。また、補導に至る不良行為としては深夜徘徊が平成24年度57.3%、次いで喫煙が33.0%と全体の9割を占めていることが判る。

図6は、平成20年度沖縄県における飲酒深夜徘徊における補導人員について少年人口（6～19歳）の人口1,000人当たりの人員数で算出し都道府県ごとにワースト3位を表している。飲酒が少年人口比で全国1位（全国平均の約6.6倍）深夜徘徊は全国2位（全国平均の約2.4倍）と高く、増加傾向にある。全国的に見ても深夜徘徊による補導が多い中、沖縄県の現状は深刻である。

沖縄警察署（少年補導職員）によると、全国的な補導件数の減少とは逆に、沖縄警察署管内における補導件数は、増加傾向にあり今後、心配される状況である。

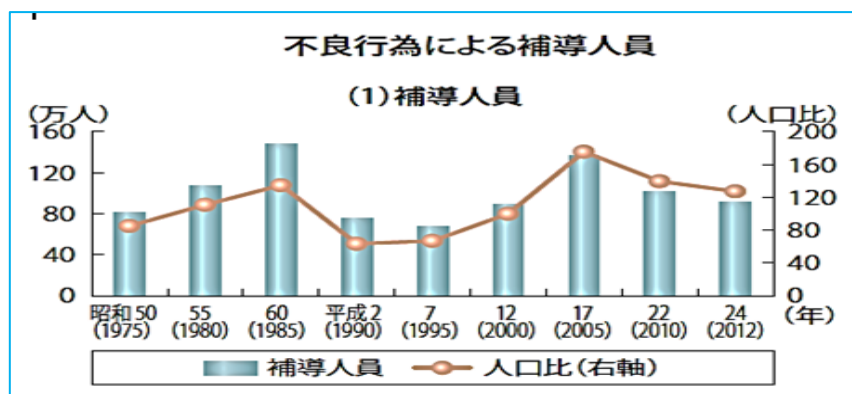


図5 警視庁「少年の補導及び保護の概況」少年非行情勢より

飲酒、深夜はいかいによる補導人員（人口比での全国対比）				
不良行為のうち、飲酒が少年人口比で全国1位（全国平均の約6.6倍）、深夜はいかいが全国2位（全国平均の約2.4倍）と高い。				
飲酒による補導人員（人口比での全国対比）				
順位	都道府県	補導人員	少年人口（6～19歳）	人口比
1	沖縄	1,775	244,827	7.3
2	岐阜	680	297,805	2.3
3	神奈川	2,154	1,105,305	1.9
深夜はいかいによる補導人員（人口比での全国対比）				
順位	都道府県	補導人員	少年人口（6～19歳）	人口比
1	大阪	176,086	1,140,491	154.4
2	沖縄	25,599	244,827	104.6
3	神奈川	97,578	1,105,308	88.3

図6 平成20年度沖縄県警資料

Ⅲ 指導の実際

1 これまでの地域や関係機関と連携した取組

(1) 取組の実際

学校を取り巻く少年非行の実態と社会環境の現状を踏まえ、平成 19 年度より、深夜徘徊・飲酒・喫煙等の非行行為に対し地域や関係機関と連携した取組を実施した。

学校不適応から集団化し、学校内外において非行行為を繰り返す生徒に対する支援「地域における居場所作り」を実践した。これらの取組は、日々発生する問題行動に対する対処的な取組ではなく、「地域の安全・安心」「子どもたちを事件、事故から守る」といった予防的な取組であった。

生徒指導担当として、地域の防犯活動に参加するなかで、「地域の子は、地域で守る」「子どもは地域の宝」をスローガンに様々な活動を通して、児童生徒を支援する方々と出会い、校内における問題行動を学校だけで解決するので無く、地域と連携し解決するようアドバイスを受ける。

取組を通して、地域や関係機関は、いつでも連携できる体制にあり、多くの人材が、子ども達を守り、育てるといった高い意識を持っていることに気づいた。学校職員が日頃から、地域と行事等を通して顔の見える連携を心がけることにより、様々な問題を未然に防ぐことが可能である。以下の内容は、地域や関係機関と連携した取組の主な連携先と内容である。

- ① 警察と連携した取組・・・・・・ 地域防犯活動、交通安全キャンペーン活動
- ② 社会福祉施設と連携・・・・・・ 老人ホームでのエイサー演舞及び介護体験
- ③ 青少年健全育成協議会・・・・・・ 青少年深夜徘徊、飲酒防止市民大会に参加
- ④ 地域ボランティアと連携・・・・ 海岸の清掃作業、調理実習
- ⑤ 企業と連携・・・・・・・・・・・・ ボランティア活動への活動費助成、イルカふれあい体験
- ⑥ 消防署と連携・・・・・・・・・・・・ 蘇生法や AED の操作訓練
- ⑦ 関係機関と連携・・・・・・・・・・・・ 自然体験学習（離島・やんばる）
- ⑧ 地域行事への参加・・・・・・・・・・ ハーリー大会・子供会祭りの準備及び片付け、地域清掃活動



写真 1 海岸の清掃活動



写真 2 イルカふれあい体験



写真 3 交通安全キャンペーン



写真 4 深夜徘徊防止市民大会



写真 5 地域子供祭り参加



写真 6 自然体験学習

写真 7 は、所轄の警察署と連携した小・中・高の生徒指導担当連絡協議会の様子である。現在の生徒指導の課題は、一つの学校だけの問題では無く、また中学校だけの問題でも無い。縦の連携を充実させることにより、個々の生徒の課題を継続して支援できる体制が必要である。また、広域化する生徒間の問題に対して、近隣校が連携して共通実践を行うための新たな形の連携である。

8月には、沖縄警察署管内中学校生徒指導連絡会「安心の会」が発足した。今後は、高校の部「心の会」と連携する方向性で取り組む。「安心の会」における活動内容は、沖縄警察署管内の中学校生徒指導担当・警察・教育委員会、青少年センター（保護司・児童相談所）等の関係機関が情報交換及び様々な問題に対して勉強会を行う。

開催方法は、毎月一回、各校持ち回りで会場を提供し、各校の生徒指導の課題について意見交換を行い、最終的には、小・中・高が連携した防犯活動など情報・行動連携を目的として行っていく予定である。

(2) これまでの取組の成果

これらの取組は、児童生徒の深夜徘徊や飲酒による補導件数の減少した前年度700件を超えていた補導件数が、取組後では約300件まで減少した。また、卒業後も、地域の青年会活動を中心に、行事の裏方として活躍する卒業生もいる。また、現役受験は失敗するも、活動を通して支えてくれた地域の方々から励ましの言葉を受け、1年後の受験で、ほとんどの生徒が、高校へ合格した。現在でも、アルバイトをしながら定時制高校へ通っている卒業生がいる。

(3) これまでの取組の課題

関係機関との連携において、児童生徒の変容が見られた。そこには様々な大人達が共感的な態度で接し、共に活動を通してコミュニケーションを交わすといった姿勢に、非行傾向にある児童生徒が、徐々に心を開き、自らを取り戻し登校するようになった。「自分は、どうせだめ

だ」「学校も勉強も意味ないし」が口癖だった生徒達の中には、「今からでも卒業できるかなあ」・「高校は無理かなあ」「将来〇〇になりたいけど、どうしたらなれる？」と素直さを取り戻し自己を見つめ一歩踏み出す生徒へ変容した。残念ながら、ほとんどの生徒が高校受験には失敗する。ぎりぎり合格しても、1年途中で退学した。やはり、基本的な生活習慣・規範意識・新しい環境における人間関係構築など身につけていない部分が多く、それらを習得するためには、学級における学習環境の中で育まれる自己指導能力の育成が重要であった。

これまでの取組では、生徒達の立ち直りや、地域の安心・安全における成果はあったものの、生徒一人一人の自己実現に向けて大切な自己指導能力が身につけていなかった。

これらの課題を受けて、今年度の本校における各関係機関と連携した取組の中心に学習支援教室を通した取組を展開することとした。

2 今年度の取組。

(1) 今年度の生徒の実態

平成24年度の不登校調査において本校の遊び・非行型不登校生徒（30日以上欠席）の実態は次の通りである（図8）。心因性やその他の理由の不登校生徒が減少傾向にある一方で、今年度は、遊び・非行型不登校生徒の増加が予想された。しかし、前年度不登校だった生徒は時差登校であるが毎日登校するようになる。前年度、学級担任の様々な指導にも応じず、登校することが無かった生徒達が毎日、登校するようになった。

今年度から、生徒支援の基本方針として「受け入れて、支援する」つまり、ある程度の身なり・服装違反は受け入れて学校内で指導する。指導を通して生徒の規範意識や自己指導能力を高めてい



写真7 新たな連携（健心の会）



図7 居場所作りの様子

支援対象となった遊び非行型生徒の状況 平成25年2月現在				
人数	1年生	2年生	3年生	合計
男子	0	12	4	16
女子	0	2	0	2
合計	0	14	4	18

図8 欠席30日以上（遊び非行型不適応生徒）

くことを目的とした。

これまで、身なり・服装違反などの生徒は保護者に連絡し改善指導、または帰宅指導であったものを、辛抱強く指導し教室内で学習させることに方針を変えた。そのため、身なりや服装違反の基準は曖昧となり、これまで以上の違反制服で登校する生徒達は「何をやっても帰されない、厳しい指導は受けない」と好き勝手に解釈、授業妨害や指導拒否・対教師暴力・器物損壊などの行為を行うようになった。さらに、生徒の

中には「先生を殴っても、手を出せないから大丈夫」などの声もあり、対教師暴力も発生した。

学校内で様々な問題行動が発生する中、三学年を対象にアセスを5月22日実施した(図9)。問題傾向にある生徒15名のデータを抽出した。

特徴としては、学習に対する支援が必要な生徒が多いことが挙げられる。学習支援を重点に、教育委員会に支援を要請し、関係機関代表者会議を開催する。他機関と連携し、学習支援を重視した取組について、学校・地域・警察・青少年センター・教育委員会が連携し、職員及び大学生ボランティア配置し、沖縄市学校支援教育補助者と共に生徒の学習支援を5月から実施を決定した(写真8)。

(2) 地域・関係機関と連携した校内における学習支援教室の開設に向けて

校内における生徒の不良行為等の問題行動に対する学校の対応には限界がある。そのため提要にもあるように、複雑化・多様化する生徒の問題行動等を解決するためには、校内の教職員や、外部の専門家等を活用して学校として組織的に対応することが重要である。

今回、本校においては外部関係機関と連携し、生徒に対して、きめ細かな学習支援を行うための学習支援教室を開設し、遊び・非行型不適応生徒を受け入れた。学習支援教室の管理は生徒指導主任と沖縄市学校支援教育補助者が担当し、外部機関支援者の配置や、通級する生徒の様子や活動状況(出席状況や特に頑張っている様子や変化など)を学級担任へ報告するなど連携して取り組んだ(図10)。

また、各関係機関からの主な支援者は、沖縄県警から委嘱された大学生サポーター(4名)・学生ボランティア(2名)・PTAをはじめ地域の支援サポーター・スクールアドバイザー・スクールポーターである。支援者の協力のもと、学習支援を実施するための週時程や職員配置を提案し、生徒の状況に応じた対応を目指す(表1)。

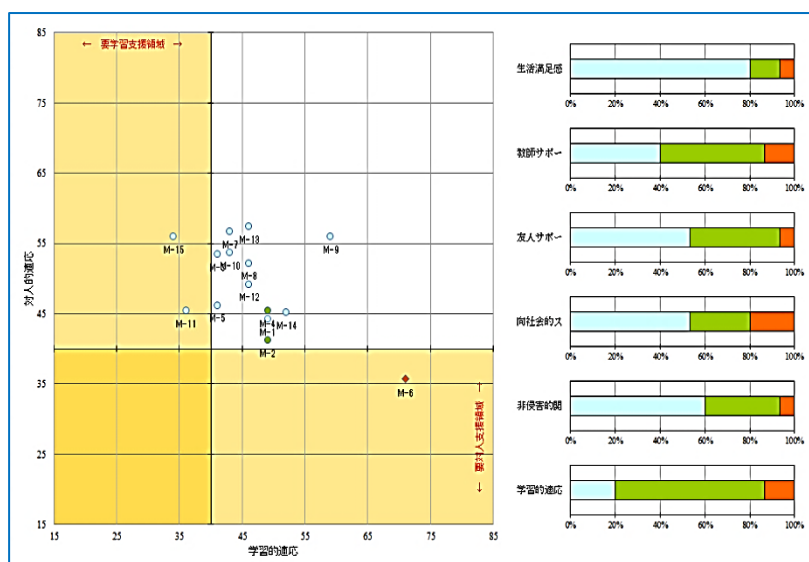


図9 問題傾向にある生徒15名のアセスデータ



写真8 ネットワークに向けた関係機関
代表者会議 5月 沖縄署



図10 学習支援教室

表 1 学習支援教室の職員配置

	山内中学校 学習支援教室(関係機関及び職員配置表)				
日 程	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
朝の会	主席確認及び担任報告は、沖縄市学校支援教育補助者が行う				
1校時	三学年職員	青少年サポート センター 職員2名	三学年職員	県警大学生 サポーター予定	青少年サポート センター 職員2名
2校時	県警大学生		県警大学生 サポーター 予定		
3校時	サポーター 予定				
4校時					
給食・清掃	給食・清掃は生徒指導主任と沖縄市学校支援教育補助者が交代で担当				
5校時	三学年職員	県警大学生	県警大学生	三学年職員	三学年職員
6校時	三学年職員	サポーター予定	サポーター予定	三学年職員	三学年職員
帰りの会	諸連絡は沖縄市学校支援教育補助者が行う				

(3) 学習支援教室を開設する際の職員確認事項

- ① 通級に関しては、保護者・担任・学校長の許可を必要とする。
- ② 登校したら学習支援教室にて活動する（校内PTA研修室）。
- ③ 通級する生徒は、ある程度の身なり違反も予想されるが当面は登校を促し、昼夜逆転の生活リズムの改善を優先させる。
- ④ 毎朝、家庭訪問等で登校支援を行うが、時差登校も対応する。
- ⑤ 地域の人材や支援サポーター、関係機関と連携して活動する。
- ⑥ 最終的には学級復帰に向けて目標を設定する（卒業・進学も含む）。
- ⑦ ある程度、生活態度に改善が見られた時点で、学年会に諮り学級を復帰を検討する。
- ⑧ 評価については、各教科担当から与えられた課題（プリント）などの提出物にて評価する。
- ⑨ 学級復帰前であれば、定期テストも学習支援教室にて行う。

(4) 学習支援教室の主な活動内容

- ① 年間を通して、個に応じた学習支援を実施
- ② 月曜日～木曜日は、サポーターによる学習支援（生徒が欠席の場合、教材準備及び情報交換）
- ③ 金曜日は青少年センター・地域ボランティア・補導員による体験学習（農業体験など）
- ④ 7月より地域事業所における職場体験を実施（週2回程度）
- ⑤ 生徒のやる気を継続させるために、支援教室独自の週時程を作成し、生徒自ら計画を立てたり、悩みや、不安なことについて相談できる場の設定

(5) 関係機関と連携した学習支援教室の開設

集団化し校内において、器物損壊・対教師暴力・授業妨害等の行為を繰り返した生徒を一つの教室に集めることは非常に困難が予想されたため、職員間でも賛否分かれる状況であった。しかし、問題行動を繰り返す生徒の学習権も他の生徒同様に保証することを目的とし、学習支援教室をスタートさせた。

問題行動を繰り返す生徒集団に対して、学習支援を目的とした別室を設置する際には、必ず目的や方針を明確にし、計画的に行わなければならない。最も注意しなければならないのは、学校職員だけで対応すると、事態はさらに悪化するため、必ず支援者を確保してからスタートすることが大切である。指導を目的とした、別室指導的な対応をすると、生徒達は、「自分たちだけの教室」と、これまで以上に騒いだり、暴れたりすることがある。

他機関と連携する理由は、学校職員以外の支援者に対しては特に反抗する理由も無く、緊張感がある雰囲気ですることが出来る。また、学校職員以外の支援者には、学校や教師、親への不満をぶつけたり、家庭的な悩みを打ち明けたりするなど、共感的な人間関係作りが出来やすい。また、なぜ先生以外の大人が居るのか疑問に思う生徒も居るので、ちゃんと説明する必要もある。大学生サポーターは、年の近い、生徒達の相談相手にもなるため重要である。

また、遊び・非行型生徒を対象とした学習支援教室を設置する場合、教室には必ず二人以上の職員（例：教員＋大学生サポーター）を配置する、教室は、一般の生徒と接触が少ない場所を選定するなど配慮する必要がある。

(6) 関係機関と連携した学習支援教室の工夫

教室を管理する生徒指導担当職員は、学習支援教室の目的や方針を連携する他機関職員・サポー

ターへ理解を図るため細かい打ち合わせが必要である。また、各職員やサポーターが連携しやすいように、連携日誌などを用意し、その日の生徒の様子や学習課題について、日誌を通して情報交換が出来るような工夫が必要である。ホワイトボードなどを利用し、職場体験活動の様子を紹介するコーナーを設けるなどの工夫が必要である。学習課題については、個に応じた内容が大切である。生徒の中には、小学校の内容からスタートする生徒もいる。生徒が飽きないための工夫が必要である。書道やICTを活用した教材や三味線などを取り入れることも必要である。

(7) 学習支援教室の様子

毎週月曜日は、特に時差登校が多く、給食前後の登校になる、支援員との会話は、主に休日どの様に過ごしたかなど、会話しながら、今週の日程、学習課題などである。火曜日以降は、目標を持たせ（課題提出や身なり・無遅刻）活動させる。毎日同じ内容だと飽きるので、週一回は、作品作りや校外学習を取り入れた。

(8) 関係機関と連携した職場体験学習

写真9は、7月に行った職場体験学習の様子である。学校（生徒指導主任）と沖縄市若年無業就労等支援事業「サポートセンターゆめさき」のケースワーカーが連携し、サポートセンター名護にて丸一日の日程で行った。アーク溶接やユンボの操作と暑さと戦いながら真剣に取り組んだ。また、沖縄市グッジョブ連携協議会（コーディネーター）による職場体験も夏休み中に計画中である。



写真9 職場体験学習の様子 7月

IV 成果と課題

1 成果

5月の後半からスタートした取組によって以下のような生徒の変容（成果）が見られた

- (1) 昼夜逆転していた生徒達にとって、午前中から活動できるようになり、補導件数も減少した。
- (2) 校内における暴力や授業妨害といった行動は減り、落ち着きを取り戻した。対教師暴力や暴言、授業妨害等の行為は6月以降発生していない
- (3) 他機関との連携で、支援者や教師との関わり（信頼関係）から、無断欠課や欠席が減少した。
- (4) 個々に寄り添うような学習支援や共感的な会話が生徒に影響した。6月に実施された中間テストにおいて、名前さえ書かなかった生徒が、平均30点は、正解ようになる。
- (5) 地域・関係機関のパトロールや声かけにより、地域における生徒の問題行動に対する苦情電話が減少した（迷惑をかけないよう心がけるようになった）
- (6) 学校支援教育補助者による指導の下、3人の生徒が陸上大会へ出場し1名は三位入賞を果たす。
- (7) 6月21日現在、学級復帰した生徒は8名である

以上の(1)～(7)より、これまでの取組を通じて、わずかではあるが、自己指導能力が身に付きつつあると言える。地域・各関係機関と連携した学習支援教室の開設は、非行行為を繰り返し不登校傾向にあった生徒達を受け入れ、共感的な人間関係のもと、登校し学習するようになった。夏休みに入る頃には、8名の生徒が学級復帰し、残りの生徒とも職場体験学習などの支援を通して信頼関係が築けてきた。また、他機関と連携することによって、生徒の非行行為に悩む保護者へのアドバイスだけで無く、家庭（保護者）に対する支援（生活保護等）を含めた取組が行われ、家庭環境の改善が生徒の変容につながるケースも見られた。

2 課題と今後の取組

学習支援教室による支援は一定の成果はあった。しかし、変容が見られるようになった頃、夏休がスタートした。支援者と職場体験を実施するも、遅刻や欠席するなど元に戻ってしまう生徒もいる。8月23日の一学期後半開始に向けて、基本的な生活習慣や身なり等、家庭と連携しながら再度改善させる必要がある。また、二学期以降には、受験期のストレスから、暴力行為等を起こさせないような、更なる支援体制が必要である。今後は、教育相談体制の充実による暴力行為の前兆の発見や早期対応や早期対応や、スクールカウンセラー、家庭支援のためのスクールソーシャルワーカーとの更なる連携を強化する。

〈主な参考文献〉

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 警視庁 | 2013 少年白書 |
| 沖縄県教育委員会 | 2012 学校教育における指導の努力点 |
| 国立教育政策研究所 | 2012 生徒指導リーフ |
| 生徒指導・進路指導研究センター | |
| 文部科学省 | 2012 生徒指導提要 |
| | 2011 生徒指導に関する教員研修の在り方研究会資料 |
| 沖縄県警 | 2011 非行少年等の補導人員(前年度対比) |
| | 2008 都道府県別少年補導人員 |